

浜松市特定感染症検査等事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」及び「特定感染症検査等事業実施要綱（平成18年5月19日健発第0519002号厚生労働省健康局長通知）」に基づき、特定感染症患者の早期発見及び感染拡大防止を目的として実施する。

(対象疾病)

第2条 事業の対象とする特定感染症は、後天性免疫不全症候群、梅毒、性器クラミジア感染症、B型肝炎及びC型肝炎（以下「対象疾病」という。）とする。

(事業の実施)

第3条 事業は、次の各号に規定する組織において、当該各号に規定する事務を行うものとする。

(1) 保健予防課

後天性免疫不全症候群抗体検査（以下「HIV抗体検査」という。）、梅毒血清反応検査（以下「梅毒検査」という。）、性器クラミジア感染症抗体検査（以下「クラミジア抗体検査」という。）、B型肝炎検査及びC型肝炎検査のための採血

(2) 保健環境研究所

HIV抗体検査、梅毒検査、クラミジア抗体検査、B型肝炎検査及びC型肝炎検査の実施

(対象者)

第4条 事業の対象者は、感染の不安があるためHIV抗体検査、梅毒検査、クラミジア抗体検査、B型肝炎検査及びC型肝炎検査を希望する者（以下「検査希望者」という。）及びカウンセリングを希望する者（以下「相談希望者」という。）とする。

2 検査希望者及び相談希望者は、匿名で検査・カウンセリングを受けることができる。

(手数料)

第5条 検査及びカウンセリングに要する手数料は、無料とする。

(細目)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この要領の一部改正は、平成19年4月1日から施行する。
- 3 この要領の一部改正は、平成22年4月1日から施行する。